

別表3 補助対象施設及び配分基準（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

1. 対象施設等	2. 配分基準	3. 補助率	4. 対象経費
【本体施設】			
① 定員 30 人以上の広域型施設			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
② 定員 29 人以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】			

当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等知事が定める合理的な方法による額)の2分の1

1 / 2

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)

定員 29 人以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助